

環 機 監 第 1 号  
令和元年6月19日

独立行政法人環境再生保全機構  
理事長 小 辻 智 之 殿

独立行政法人環境再生保全機構  
監事 齋 藤 仁  
監事 生 田 美 弥 子

平成 30 事業年度 監事監査報告書の提出について

標記報告書について、別添のとおり提出いたします。

## 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項並びに独立行政法人環境再生保全機構監事監査要綱（以下「監査要綱」という。）の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）の平成30事業年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

監事は、監査要綱の規定に従い、理事長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人環境再生保全機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

### II 監査の結果

#### 1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第3期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認める。

当該事業年度は、第3期中期目標期間（平成26事業年度～平成30事業年度）の最終年度として、取組を進めた結果、所期の目標をほぼ計画通り達成できたものと評価できる。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において措置を構はずべきとされた事項に対し、体制や業務の見直しなど適切な対応を行っている。

また、平成30年8月27日付けで主務大臣から通知された「独立行政法人環境再生保全機構の平成29年度における業務の実績に関する評価の結果について」において示された事項に対して、当該事項の対応を適切に行っている。

さらに平成29年度期末監事監査で監事から発した所見に対して、真摯に検討し、当該事項の対応を適切に行っている。

## 2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

### (1) 統制環境

理事長訓示による経営方針等の発信、当該訓示のイントラネット上の掲載、内部統制研修の実施など、引き続き、内部統制の基盤強化を図るための取組を行っている。

平成30年度は、理事長とメンター職員との意見交換、内部統制担当理事と課長級職員との個別面談や直接申請者に対応する石綿健康被害救済部職員等との面談、全役職員を対象とした内部統制研修を実施するなど、職員一人ひとりの内部統制に対する意識向上を図るための取組を行っている。

今後とも、組織の気風を決定し、組織内全ての人の統制に対する意識に影響を与える内部統制上の基礎・基盤となる統制環境のさらなる充実のため、不断の努力を期待する。

### (2) リスクの評価と対応

平成30年度は、平成30年度内部統制システム整備計画に基づき、平成29年度までに機構全体で把握した81項目の重要リスクについて、業務実施方法の変更等を踏まえ74項目に見直すなど、必要な整備と運用を行っている。また、リスク管理方針及び3大リスク管理方針（個人情報の漏えい、情報セキュリティインシデントの発生、金融資産の毀損）に則り、情報セキュリティインシデントへの対応訓練、非常時優先業務の実施訓練、危機事案発生時を想定したメディアトレーニングなど実践的な訓練を行い、実効性を検証し、今後の対応の見直しにつなげる取組を行っている。

今後とも、リスクの評価とその対応を継続的に行っていくことを期待する。

### (3) 統制活動

平成30年度は、各部における内部統制上の課題を整理し対応するため「平成30年度内部統制システム整備計画」を作成し、理事長を委員長とする内部統制推進委員会（四半期に1回開催）において、当該整備計画の進捗状況を確認している。

### (4) 情報と伝達

業務遂行上必要とされる情報は、理事会、部課長会議、部課内の会議及びイントラネット、テレビ会議システム等を通じて適時、適切に伝達される仕組みを整えている。

### (5) モニタリング

業務実施プロセス上把握した重要リスクなどを顕在化させないために、各部門が計14項目の「日常的モニタリング」を実施し、実効性の向上に努めている。

また、外部の有識者など第三者委員を含む内部統制等監視委員会、内部統制推進委員会、リスク管理委員会、情報セキュリティ委員会等を定期的を開催することにより、内部統制上の問題点や課題の共有、同改善案の検討等を行っている。

さらに、監事による監査、監査室による内部監査及び理事長と監事による意見交換会のほか、契約事務の事前審査機能として契約手続審査委員会を定期的を開催するなど、継続してモニタリングの強化に努めている。

### (6) ICT (Information and Communication Technology) への対応

業務の有効性及び効率性など、内部統制の目的を達成する手段として、情報セキュリティを確保しつつ、ICTの利活用に取り組んでいる。

平成30年度は、次期業務ネットワーク及びインターネット閲覧ネットワーク環境の検討の推進、維持管理積立金システムについて、総務部企画課が管理する機構全体の仮想基盤サーバへの移設を進めた。また、情報セキュリティ対策として、機構ホームページ及びネットワークの脆弱性対策の推進、政府統一基準に準拠した機構の対策基準の改定、重要サーバの適正配置の推進、外部との通信監視の強化、情報セキュリティ研修・訓練の実施など、重要情報を安全に管理する上で有効な取組を行っている。

上記の取組により、平成26年度から開始した内部統制強化のために必要な体制整備はほぼ完了し、内部統制システムが適切に運用されていると認める。今後とも、役職員が制度の意味や目的を理解し、適切な運用に努めていくことを期待する。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

### 3 法人の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

### 4 財務諸表等についての意見

(1) 財務諸表は、法令及び業務方法書その他の諸規程等に従い、適正に処理されていると認める。

(2) 決算報告書は、機構の予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。

(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、機構の会計処理の状況を正しく示していると認める。

(4) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。

### 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、機構の状況を正しく示していると認める。

## Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

### 1 給与水準の状況

給与水準については、平成 30 年人事院勧告の内容を踏まえ、平成 30 年度の給与について給与規程の改正を行っている。

平成 30 年 6 月に公表された平成 29 年度のラスパイレス指数は、対国家公務員指数 107.6（地域・学歴勘案 105.9）であり、概ね適正な給与水準と認める。

今後とも、説明責任の果たせる給与水準となるよう努めることを期待する。

## 2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

契約監視委員会による事前・事後の点検実施など、随意契約の適正化及び競争入札案件における実質的な競争性の確保に努めている。

加えて、調達契約の一層の適正化を狙い、契約手続審査委員会及び同分科会を設置し、組織横断的に契約案件を事前審査している。また、同委員会の審査を要しない少額随意契約案件についても、全件を財務部において審査している。

この結果、平成30年度の契約は、その全てが適切な説明責任を果たせる状況にあることを確認した。

今後とも、国費により運営される組織として、調達契約の適正化に努めることを期待する。

## 3 法人の長の報酬水準の妥当性

理事長の月額支給額は役員報酬規程に定められており、月額支給額以外の業績給は主務大臣による業務実績評価結果に基づき適正に対応している。

なお、理事長、理事及び監事の報酬については、機構のホームページに公開している。

令和元年6月19日

独立行政法人環境再生保全機構

監事 齋藤 仁 ㊟

監事（非常勤） 生田美弥子 ㊟